

臨床ME専門認定士認定更新に必要な点数取得基準

臨床ME専門認定士合同認定委員会

臨床ME専門認定士認定証の有効期限は5年である。臨床ME専門認定士の更新を申請する場合は、以下の基準に従って、5年間で60点以上を取得したことを証明する書類を臨床ME専門認定士合同認定委員会(以下、委員会という)に提出しなければならない。

. 講習会・講演会への出席・発表(講義・講演)

1. 講習会・講演会への出席

1)委員会が主催する講習会・講演会への出席

30点

* 5年間に必ず1回は出席すること(必須条件)

2)日本生体医工学会又は日本医療機器学会が主催する講習会・講演会への出席

一日の場合

15点

半日の場合

10点

3)委員会が審査して適当と認めた講習会・講演会への出席

日本臨床工学技士会が主催する講習会・講演会

10点

都道府県臨床工学技士会が主催する講習会・講演会

5点

その他の団体の主催する講習会・講演会は、申請により委員会が個別に審査して点数(5～10点)を付与することもある。

* 申請には、講習会・講演会への出席を証明する受講証、修了証などの写しを提出する。

2. 講習会・講演会での講師としての講義・講演

1)委員会が主催する講習会・講演会の講師

30点

2)日本生体医工学会又は日本医療機器学会が主催する講習会・講演会の講師

15点

3)委員会が審査して適当と認めた講習会・講演会の講師

日本臨床工学技士会が主催する講習会・講演会

15点

都道府県臨床工学技士会が主催する講習会・講演会

10点

その他の団体の主催する講習会・講演会は、申請により委員会が個別に審査して点数(5～15点)を付与することもある。

* 申請には講習会名、期日等を示すプログラムと講義の抄録の写しを提出する(発表抄録がない場合は発表概要等)。

・日本生体医工学会又は日本医療機器学会の大会への出席・発表

1. 出席 15点

* 申請には参加を証明する書類の写し(参加証など)を提出する。

2. 発表・講演は以下の要領で出席点に加算できる。

1) 演題発表の第1演者 15点

共同演者 5点

* シンポジウム、パネルディスカッション等も含む

2) 講師として講演 20点

* 特別講演、教育講演などの特別プログラムを含む

* 申請には発表した学会名、期日等を示すプログラムの一部及び発表抄録の写しを提出する。

・日本生体医工学会又は日本医療機器学会が行う研究会、地方会への出席・講演

1. 出席 10点

申請には参加を証明する書類の写し(参加証など)を提出する。

2. 発表・講演は以下の要領で出席点に加算できる。

1) 演題発表の第1演者 10点

共同演者 5点

* シンポジウム、パネルディスカッションも含む

2) 講師として講演 15点

* 特別講演、教育講演などの特別プログラムを含む

申請には発表した研究会名、期日等を示すプログラムの一部及び発表抄録の写しを提出する(発表抄録がない場合は発表概要)。

・委員会が認める以下の学会(地方会、研究会を含む)での発表・講演

日本臨床工学会、各都道府県臨床工学技士会学術大会、日本救急医学会、
日本呼吸管理学会、日本呼吸療法医学会、日本集中治療医学会、日本手術医学会、
日本医工学治療学会、日本高気圧環境医学会、日本不整脈学会、日本人工臓器学会、
日本体外循環技術医学会、日本透析医学会、日本臨床モニター学会、
日本医療福祉設備学会、日本アフエレーシス学会、日本血液浄化技術研究会、
その他「臨床ME専門認定士認定」に係るもの

1) 演題発表の第1演者 10点

共同演者 5点

* シンポジウム、パネルディスカッションも含む

2) 講師として講演

15点

* 特別講演、教育講演などの特別プログラムを含む

* 申請には発表した学会、研究会名、地方会名、期日等を示すプログラムの一部及び発表抄録の写しを提出する(発表抄録がない場合は発表概要)。

. 学術論文

学術論文を学会誌あるいはそれに準ずる医学、工学系雑誌に発表した場合で(学会誌に準ずる医学、工学系雑誌の適否は委員会が判定する)、原著、総説、解説等のいずれでも良い。学会発表論文集掲載のものは含まない。

* 申請には論文の別冊または写し(著者名、論文名、雑誌名、発行年月日が明示されていること)を提出する。

日本生体医工学会又は日本医療機器学会の学会誌

第一著者

30点

共同著者

10点

その他の学会誌・専門誌(商業誌を含む)

第一著者

15点

共同著者

5点

. 社会的貢献など

臨床ME専門認定士に関係した社会的な貢献を行った場合

日本生体医工学会・日本医療機器学会の役員・委員会委員等

日本および各都道府県臨床工学技士会役員

医療機器および病院設備等の基準に関する委員

厚生労働省などの研究班員 など

* 詳細を記して委員会に申請書を提出する。点数は委員会で定める。